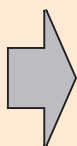


下水道使用料の料金表

《改定前》

《改定後》

		水道の使用量	金額
一般用	基本料金	8 m ³ までの水量	1,320円
	超過料金 (1 m ³ につき)	8 m ³ を超え20 m ³ までの水量	170円
		20 m ³ を超え50 m ³ までの水量	175円
		50 m ³ を超える水量	180円
公衆浴場用	基本料金	100 m ³ までの水量	2,500円
	超過料金 (1 m ³ につき)	100 m ³ を超える水量	25円



		水道の使用量	金額
一般用	基本料金	8 m ³ までの水量	1,520円
	超過料金 (1 m ³ につき)	8 m ³ を超え50 m ³ までの水量	195円
		50 m ³ を超える水量	208円
		100 m ³ までの水量	2,500円
公衆浴場用	超過料金 (1 m ³ につき)	100 m ³ を超える水量	25円

- ※超過料金の区分のうち、一般用の『8 m³を超え20 m³までの水量』と『20 m³を超え50 m³までの水量』については統合し、1 m³あたりの単価を引き上げます。
- ※公衆浴場用については、改定は行いません。
- ※下水道使用料（個別排水処理施設使用料）は、1カ月の水道使用量に基づき、8 m³までは基本料金のみを、8 m³を超える量を使用した場合には、基本料金に加えて、超過分の料金（超過料金）をご負担いただく仕組みになっています。

◎請求1回あたり（2カ月分）の影響額の目安

		改定前	改定後	影響額
2カ月の 水道使用量	5 m ³	2,850円	3,282円	432円
	15 m ³	2,850円	3,282円	432円
	25 m ³	4,503円	5,178円	675円
	35 m ³	6,339円	7,284円	945円
	45 m ³	8,201円	9,390円	1,189円
	55 m ³	10,091円	11,496円	1,405円
	65 m ³	11,981円	13,602円	1,621円

- ※改定前・改定後・影響額（値上がり額）ともに、消費税を含んだ金額です。
- ※1 m³刻みの使用料や影響額については、市公式ウェブサイトに掲載している料金早見表や影響額早見表をご覧ください。下水道グループまでお問い合わせください。



◀二次元バーコードを読み取ることで市公式ウェブサイトをご覧ください

平成29年12月31日以前より引き続き、下水道を利用している場合については、平成30年1月分まで現在の料金表による使用料となります。なお、下水道使用料（個別排水処理施設使用料）は、水道料金とあわせて2カ月に1度の支払いとなっており、支払月はお住まいの地域により異なることから、改定後の料金への移行時期についても、お住まいの地域により異なります。

奇数月請求の地域

⇒平成30年3月請求分（平成30年1・2月分）のうち2月分から
桜木町、青葉町、緑町、大和町、若山町、富岸町、新生町、栄町、
若草町、鷺別町、美園町、上鷺別町

偶数月請求の地域

⇒平成30年4月請求分（平成30年2・3月分）から
上登別町、登別温泉町、中登別町、登別東町、登別本町、登別港町、
富浦町、新栄町、幸町、千歳町、幌別町、常盤町、中央町、柏木町、
富士町、片倉町、新川町、カルルス町、札内町、鉾山町、来馬町

下水道使用料が変わります

▼問い合わせ 下水道グループ ☎9052

平成30年1月1日に、『下水道使用料』と市街地以外などで実施している『個別排水処理施設事業』（市が各世帯に浄化槽を設置する事業）の使用料を改定します。
市は、今後も、より良い下水道サービスの提供に努めていきます。そのため、ご理解とご協力をお願いします。